

国立研究開発法人科学技術振興機構
2023年度 スチュワードシップ活動報告

目 次

I. JSTの取り組み	3
1. JSTのステュワードシップ活動	3
2. 運用受託機関とのエンゲージメント	6
II. 運用受託機関の取り組み	7
1. 日本版コード原則 1 関係 ～方針の策定・公表～	7
2. 日本版コード原則 2 関係 ～利益相反管理～	7
3. 日本版コード原則 3 関係 ～投資先企業の状況の把握～	7
4. 日本版コード原則 4 関係 ～投資先企業とのエンゲージメント～	7
5. 日本版コード原則 5 関係 ～議決権行使～	10
6. 日本版コード原則 6 関係 ～ステュワードシップ活動の定期的報告～	11
7. 日本版コード原則 7 関係 ～ステュワードシップ活動を適切に行うための実力の具備～	11
8. 運用受託機関における課題認識	12
III. 資料集	13

※日本版コード＝日本版ステュワードシップ・コード

I. JSTの取り組み

1. JSTのステュワードシップ活動

- 日本版ステュワードシップ・コード（以下「日本版コード」）では、「ステュワードシップ責任」について、「機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な『目的を持った対話』（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、『顧客・受益者』（最終受益者を含む。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任」とであるとされています。
- また、国立研究開発法人科学技術振興機構法第28条第1項に基づき文部科学大臣より通知された、「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」において、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」）が助成資金運用に関して遵守すべき基本的な事項のひとつとして、「ステュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した取組」※が掲げられています。
- これらを踏まえ、JSTでは2022年3月に、以下3つの方針等を制定するとともに、日本版コードの受け入れについて表明しました。
 - ステュワードシップ責任を果たすための方針
 - ステュワードシップ活動原則
 - 議決権行使原則

- JSTは2023年8月に責任投資原則（PRI）に署名しました。
- また、2024年9月には、「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組方針」を公表しました。当該方針においても、ステュワードシップ活動への取り組みについて明記しています。
- JSTは、世界と伍する研究大学の実現に必要な研究基盤の構築への支援を長期的・安定的に行うための財源を確保すると運用目的の下、長期的な投資リターンの拡大を図るために、ステュワードシップ活動に積極的に取り組むとともに、投資先企業および市場全体の持続的な成長に貢献していきます。

※JSTのステュワードシップ活動の取り組みに関して、「運用受託機関を通じた対応を基本とし、JSTは、各機関の評価において、ステュワードシップ活動やESG考慮が適切に行われていることを確認する」旨、明記されています。

I. JSTの取り組み

■「日本版コード受け入れ表明とあわせて、制定・公表した方針等」および「スチュワードシップ活動の概要」は以下のとおりです。

日本版コード受け入れ表明とあわせて、制定・公表した方針等

- ①スチュワードシップ責任を果たすための方針 : スチュワードシップ責任の考え方や当該責任に対する役割や対応方針を示すもの
- ②スチュワードシップ活動原則 : 運用受託機関に対してスチュワードシップ活動について求める事項や原則を示すもの
- ③議決権行使原則 : 運用受託機関に対して議決権行使や行使結果の公表についての方針を示すもの

スチュワードシップ活動の概要

①スチュワードシップ責任を果たすための方針

(基本的考え方)

・スチュワードシップ活動※1
・サステナビリティ※2を考慮した取組

・投資先企業・市場全体の
価値向上・持続的成長

・長期リターンの拡大

JSTは、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資

(JST取組方針)

・運用受託機関によるスチュワードシップ活動等を促進
・運用受託機関の活動等について実施状況をモニタリングし、対話（エンゲージメント）を実施
・活動状況の概要を公表

(運用受託機関あて)

②スチュワードシップ活動原則

コーポレートガバナンス体制・利益相反管理・エンゲージメントを含むスチュワードシップ活動方針・サステナビリティの考慮・議決権行使について遵守事項を記載

③議決権行使原則

議決権行使方針の公表、投資先とのコミュニケーション重視、サステナビリティの考慮、行使結果・判断理由の公表などを記載

※ 1 投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、利益相反管理、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）、適切な議決権行使など

※ 2 ESG要素を含む中長期的な持続可能性

I. JSTの取り組み

(参考) 日本版コードは以下の8原則から成っており、JSTでは、このうち機関投資家に求められる原則1～7に対応しています。

機関投資家にかかる原則

- 原則1：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則2：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則3：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
- 原則4：機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
- 原則5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 原則6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
- 原則7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

機関投資家向けサービス提供者にかかる原則

- 原則8：機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

I. JSTの取り組み

2. 運用受託機関とのエンゲージメント

- JSTでは、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、運用受託機関に対し、スチュワードシップ活動における具体的な取り組み・期待事項等を定めた「スチュワードシップ活動原則」および「議決権行使原則」の遵守を求めています。

＜スチュワードシップ活動における具体的な取り組み・期待事項＞

- ① コーポレート・ガバナンス体制の整備、およびスチュワードシップ責任を実効的に果たすための組織体制の構築等
- ② 適切な利益相反管理
- ③ 投資先企業とのエンゲージメントを含むスチュワードシップ活動
- ④ 投資やエンゲージメントにおけるサステナビリティの考慮
- ⑤ 適切な議決権行使

- これらを踏まえ、個別の運用ガイドラインにおいて運用受託機関に対し、スチュワードシップ責任にかかる取組方針の提出、ならびに年次でのスチュワードシップ活動状況報告を求めています。
- 運用受託機関のスチュワードシップ活動状況については、JSTからの質問状への回答に加え、各機関とのミーティングにおける質疑応答など双方向のコミュニケーションを実施することにより、定量・定性の両面から内容確認のうえ、評価することとしています。
- JSTでは2022年3月から運用を開始し、今回の活動報告の対象となる運用受託機関は4機関です。2023年度における、運用受託機関の具体的な取り組みの詳細は「Ⅱ. 運用受託機関の取り組み」に記載していますが、全体総括として適切な取り組みがなされていると評価しています。

Ⅱ．運用受託機関の取り組み

1．日本版コード原則 1 関係 ～方針の策定・公表～

- 全ての運用受託機関において、スチュワードシップ責任を果たすための基本方針等が策定・公表されていることを確認しました。

2．日本版コード原則 2 関係 ～利益相反管理～

- 全ての運用受託機関において、スチュワードシップ責任を果たすうえで管理すべき利益相反について明確な方針が策定・公表されていること、および利益相反による弊害を防止する体制が構築されていることを確認しました。
- 具体的には、営業責任から隔離・独立している利益相反管理専担部署の設置や、スチュワードシップ活動全般の監督・検証を目的とした、社外第三者が構成員に含まれる委員会等の設置など、受益者の利益を図る体制が構築されていることを確認しました。

3．日本版コード原則 3 関係 ～投資先企業の状況の把握～

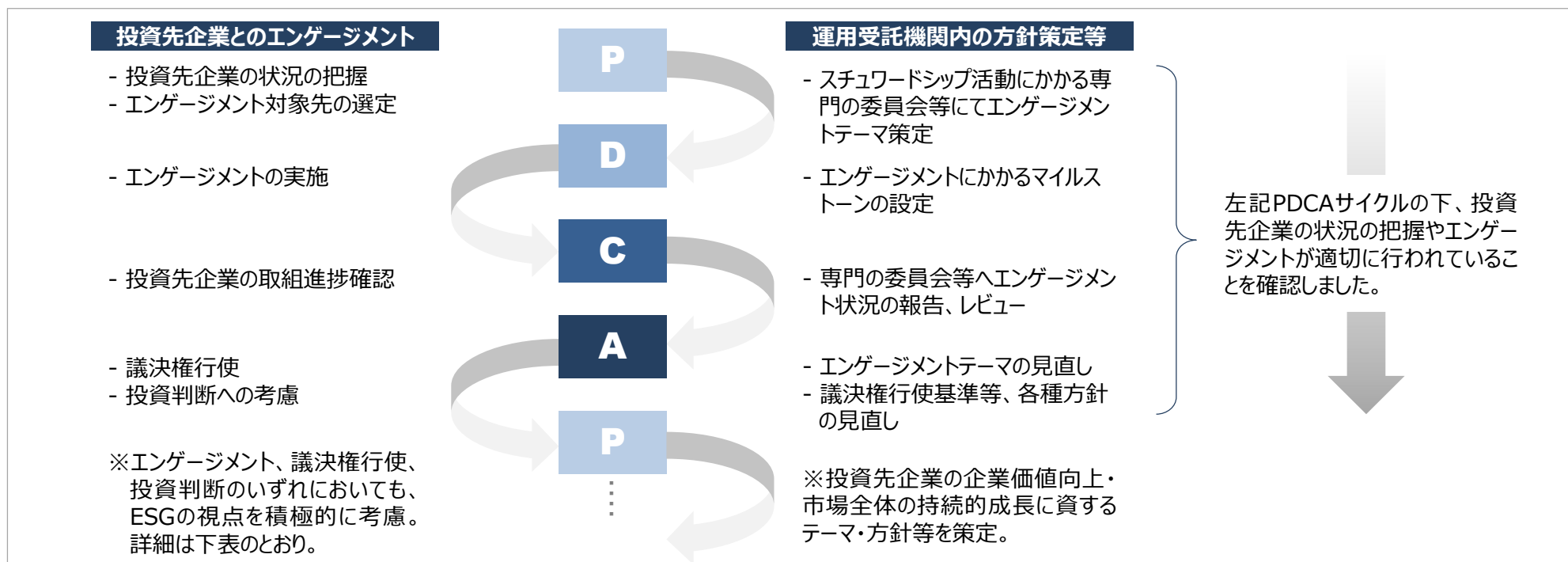
4．日本版コード原則 4 関係 ～投資先企業とのエンゲージメント～

- 全ての運用受託機関において、財務・非財務の両面からのアプローチなどにより、投資先企業の実態や課題を把握する取り組みがなされていること、また把握した実態や課題を踏まえた対話テーマを策定のうえエンゲージメントがなされていることを確認しました（次頁以降参照）。

Ⅱ. 運用受託機関の取り組み

3. 日本版コード原則 3 関係 ～投資先企業の状況の把握～
4. 日本版コード原則 4 関係 ～投資先企業とのエンゲージメント～

「投資先企業の状況の把握」と「投資先企業とのエンゲージメント」の考え方



■ 運用受託機関における、ESGの視点も考慮に入れたエンゲージメント活動として、以下のような事例を確認しました。

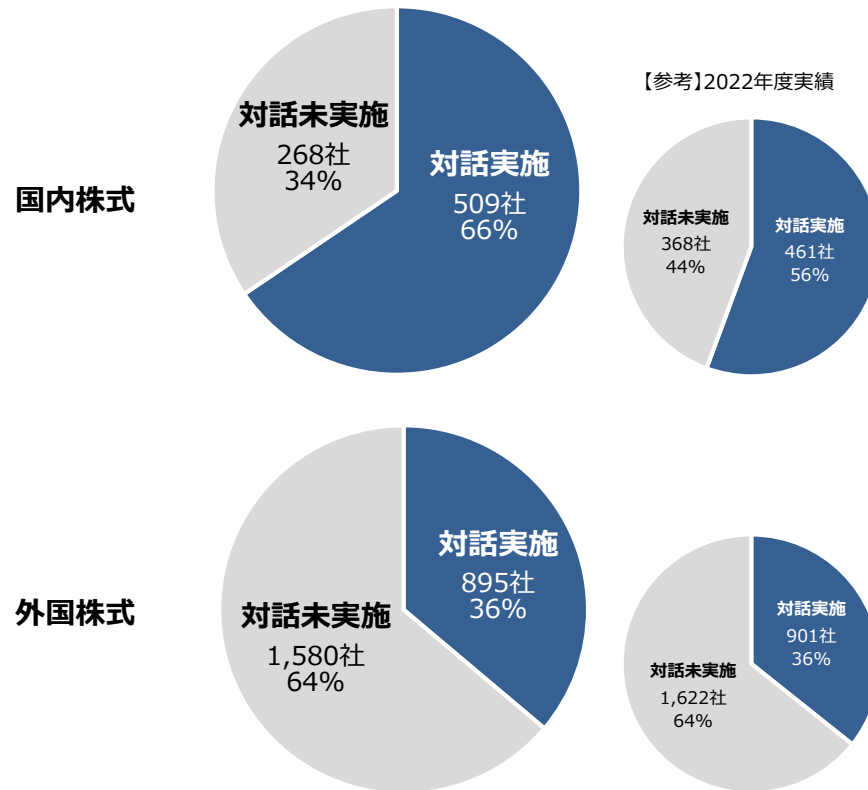
課 題	対話概要	結果等
環境【E】 気候変動対応	TCFDのフレームワークに沿った情報開示が行われず、また低炭素経済への移行に対する計画等の説明が同業他社対比で不十分であったことから、改善に向けた対話を実施。	直近公表されたSustainability Reportの中でTCFDのフレームワークに沿った情報開示が実現。 投資家に対する有益な情報開示の継続・高度化にかかる今後の取り組みをフォローする。
社会【S】 人的資本経営	人的資本経営の取り組み・課題認識にかかる開示の内容が表層的であるという問題意識を念頭に、投資家との価値協創に向けて人的資本経営に関する考え方や取り組みについて対話を実施。	ESG説明会において、従業員エンゲージメントの結果や問題点の抽出、ならびに対応策の開示等がなされ、人財戦略に対する投資家の理解深化に向けた取り組みが実現。 今後も企業価値向上に向けたサポートを継続していく。
ガバナンス【G】 取締役会の実効性	新たに選任された社外取締役は、複数の上場企業の取締役を兼務しており、取締役としての職責を果たすうえで十分な時間が確保できないのではないか、という課題認識に基づき、指名委員会の委員長との対話を実施。	直近では一部の他社の兼務取締役を退任済であり、職責を果たすための時間が取れないという状況ではないこと、また当該社外取締役の有する知見等は当社経営に欠かせない有益なものであることが確認された。今後も取締役会の実効性評価を継続していく。

Ⅱ．運用受託機関の取り組み

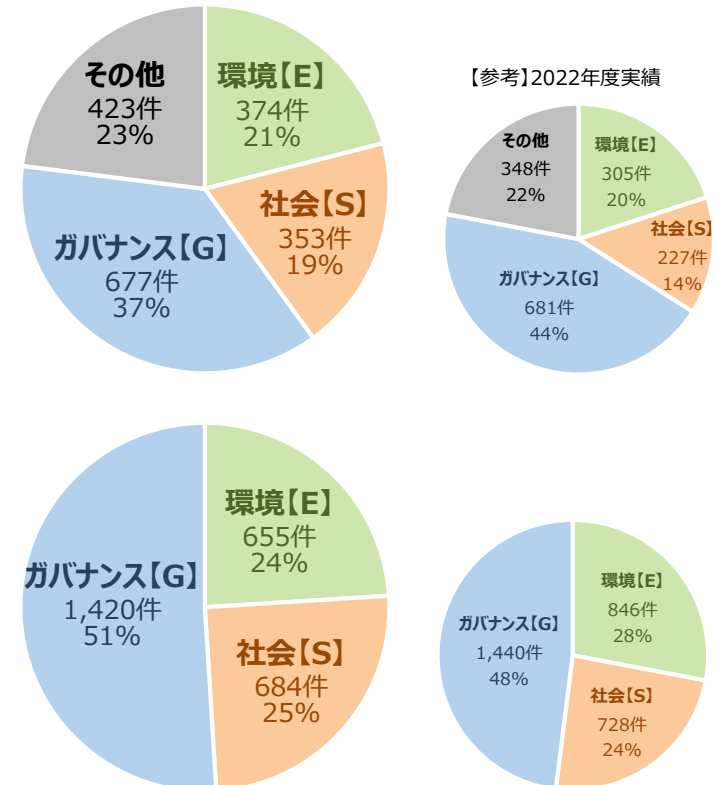
3. 日本版コード原則 3 関係 ～投資先企業の状況の把握～
4. 日本版コード原則 4 関係 ～投資先企業とのエンゲージメント～

■ 運用受託機関におけるエンゲージメント活動実績は以下のとおりでした。

▼対話社数



▼対話件数（テーマ別）



※全ファンドを通した延べ件数。
国内株式にはJ-REITファンドも含む。

Ⅱ. 運用受託機関の取り組み

5. 日本版コード原則 5 関係 ～議決権行使～

- JSTが定める議決権行使原則を踏まえつつ、運用受託機関が定める議決権行使ガイドラインに基づき、利益相反、企業価値向上、および ESGの視点を考慮して議決権行使を行っていることを確認しました。

<国内株式>

議案件数		会社提案					株主提案					行使 総件数
		賛成	反対	棄権	白紙委任	計	賛成	反対	棄権	白紙委任	計	
会社機関に関する議案	取締役の選解任	6,681	415	0	0	7,096	5	18	0	0	23	7,119
	監査役の選解任	804	38	0	0	842	1	1	0	0	2	844
	会計監査人の選解任	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
役員報酬に関する議案	役員報酬	265	2	0	0	267	0	3	0	0	3	270
	退任役員の退職慰労金の支給	4	2	0	0	6	0	0	0	0	0	6
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	444	0	0	0	444	0	9	0	0	9	453
	組織再編関連	17	0	0	0	17	0	0	0	0	0	17
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 資本政策に関する議案	3	0	0	0	3	0	3	0	0	3	6
定款に関する議案		200	10	0	0	210	0	157	0	0	157	367
その他の議案		20	0	0	0	20	0	0	0	0	0	20
合計		8,442	467	0	0	8,909	6	191	0	0	197	9,106

<外国株式>

議案件数		会社提案					株主提案					行使 総件数
		賛成	反対	棄権	白紙委任	計	賛成	反対	棄権	白紙委任	計	
会社機関に関する議案	取締役の選解任	17,362	750	78	0	18,190	15	18	4	0	37	18,227
	監査役の選解任	145	33	0	0	178	10	6	0	0	16	194
	会計監査人の選解任	2,010	0	1	0	2,011	0	2	0	0	2	2,013
役員報酬に関する議案	役員報酬	4,104	486	11	0	4,601	5	24	0	0	29	4,630
	退任役員の退職慰労金の支給	17	3	0	0	20	11	22	0	0	33	53
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	683	0	0	0	683	0	0	0	0	0	683
	組織再編関連	44	4	0	0	48	0	0	0	0	0	48
	買収防衛策の導入・更新・廃止	23	8	0	0	31	4	35	0	0	39	70
	その他 資本政策に関する議案	2,100	148	0	0	2,248	0	1	0	0	1	2,249
定款に関する議案		558	5	0	0	563	41	87	0	0	128	691
その他の議案		3,269	161	49	0	3,479	239	837	0	0	1,076	4,555
合計		30,315	1,598	139	0	32,052	325	1,032	4	0	1,361	33,413

※全ファンドを通じた延べ件数。
国内株式にはJ-REITファンドも含む。

Ⅱ．運用受託機関の取り組み

6．日本版コード原則 6 関係 ～スチュワードシップ活動の定期的報告～

- 全ての運用受託機関は、JSTに対し、スチュワードシップ活動に関する報告を定期的の実施しています。
- また、当該運用受託機関が、自社のスチュワードシップ活動に関する報告をホームページにて定期的に公表していることを確認しました。

7．日本版コード原則 7 関係 ～スチュワードシップ活動を適切に行うための実力の具備～

- 全ての運用受託機関において、スチュワードシップ活動推進体制の整備・高度化を実施していることを確認しました。
- 具体的には、投資先企業に対するエンゲージメントおよび議決権行使のそれぞれの活動について、ESGの視点を踏まえつつ相互連携されるような組織体制・専担部署の構築や、それらの活動等にかかる審議や監督を担う独立した委員会等の設置・運営等がなされていることを確認しました。

II. 運用受託機関の取り組み

8. 運用受託機関における課題認識

- 運用受託機関において、今後の重点課題として認識している主な事項は以下のとおりであることを確認しました。JSTとしては、運用受託機関の活動状況をモニタリングし、重点課題等への取り組みの推進を働きかけていきます。

投資先企業に対する課題認識

Environment	Social	Governance
● 気候変動や自然資本への対応の高度化 ● TCFD等に基づく開示情報の充実化	● 人的資本経営の取組強化 ● ウェルビーイングの取組促進 ● 人権デューデリジェンスの実施	● 資本コストを勘案した持続的な企業価値向上 ● 取締役会の実効性向上

自社の取り組みに対する課題認識

スチュワードシップ 体制の高度化 (専門人材配置等)	ESG課題に対する 理解深耕等による エンゲージメントの 充実	外部環境変化等 を反映した 議決権行使基準 の不断の見直し	投資判断への ESG要素の考慮 にかかる枠組み の安定運営	協働エンゲージメント ・イニシアティブ への積極的な参画
----------------------------------	--	--	--	------------------------------------

Ⅲ. 資料集

(1) JSTのステewardシップ活動にかかる各方針等

■ JSTにおけるステewardシップ活動にかかる各方針等は、JSTホームページ等に掲載しています。詳細は、下記に記載のURLよりご覧ください。

▶ **助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針**

https://www.mext.go.jp/content/230315-mxt_gakkikan_000017961-1.pdf

▶ **助成資金運用の基本方針**

https://www.jst.go.jp/fund/dl/kihon_houshin20240822.pdf

▶ **ステewardシップ責任を果たすための方針**

https://www.jst.go.jp/fund/dl/stewardship_houshin.pdf

▶ **ステewardシップ活動原則**

https://www.jst.go.jp/fund/dl/stewardship_katsudougensoku.pdf

▶ **議決権行使原則**

https://www.jst.go.jp/fund/dl/stewardship_giketsukenkoushigensoku.pdf

(2) 運用受託機関の議決権行使結果の公表

■ 運用受託機関の議決権行使結果が公表されているURLは以下のとおりです。

運用受託機関	議決権行使結果の公表URL
野村アセットマネジメント	https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/responsibility_investment/vote.html
ブラックロック・ジャパン	https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/about-us/important-information/voting
三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）	https://www.smtam.jp/company/policy/voting/result/
三菱UFJ信託銀行	https://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/about_stewardship.html

※（ ）内は再委託先、2024年11月19日時点